**平成２９年（フ）第６５号**
滋賀県甲賀市水口町宇田243番地６－２Ｃ号
債務者　芝崎アンデルソンこと　ＭＡＲＱＵＥＳ　ＳＨＩＢＡＳＡＫＩ　ＡＮＤＥＲＳＯＮ
１　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第９２号**
滋賀県甲賀市水口町東名坂17番地１―201号
債務者　稲井　英男
１　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１０号**
鳥取県米子市法勝寺町68番地、前住所鳥取県米子市車尾５丁目13番16号
債務者　大曲　　梓（旧姓大谷）
１　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２９年（フ）第３４号**
鳥取県米子市角盤町３丁目134番地
債務者　伊藤　忠嗣
１　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２９年（フ）第９３号**
広島市西区高須台３丁目６番15号
債務者　藤井　美知（旧姓請川・中谷）
１　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２５８号**
広島県安芸郡海田町寺迫１丁目４番25―301号
債務者　和田亜由美
１　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２７６号**
広島市安佐南区長束西２丁目17番31号
債務者　槙野　弘子
１　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第５号**
高知県室戸市羽根町乙1194番イ地
債務者　山﨑ちひろ
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２９年（フ）第６号**
高知県安芸市穴内乙173番地１
債務者　岸上美佐子
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２９年（フ）第９号**
高知県幡多郡黒潮町田野浦1623番地
債務者　藤本　修之
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後３時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２９年（フ）第２３号**
福岡県飯塚市大分1561番地12
債務者　丹所　英華
１　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２９年（フ）第２９号**
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈269番地27
債務者　谷口　千恵
１　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２９年（フ）第６１号**
大分市西大道３丁目２番12―405号（みどりコーポ）
債務者　白石　　岬
１　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第９６号**
宮崎市佐土原町東上那珂5970番地
債務者　菅　　晃彦
１　決定年月日時　平成29年４月20日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第１０１号**
宮崎市大字島之内7086番地　ユーミーコアラ201号
債務者　有福サトコ
１　決定年月日時　平成29年４月20日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第１１６号**
鹿児島県鹿児島市和田１丁目25番10号　ハイツ颯211号
債務者　佐藤　文一
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第１１８号**
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台３丁目33番13号
債務者　成元　健二
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係